

専門職大学及び専門職短期大学の創設

— 学校教育法の改正に係る国会論議 —

稲毛 文恵

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 本法律案の提出の背景
3. 本法律案の概要
4. 主な国会論議
5. おわりに

1. はじめに

第193回国会(常会)に提出された「学校教育法の一部を改正する法律案」(閣法第56号)(以下「本法律案」という。)が、平成29年5月24日、参議院本会議で可決、成立した(本法律は同年5月31日公布)。

本法律は、社会経済情勢の変化に即応した職業教育の推進を図るため、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」(以下「専門職大学等」という。)を創設する等の措置を講ずるものである。本法律の施行は、平成31年4月1日であり、大学体系に新たな類型が創設されるのは、昭和39年に短期大学制度が恒久化されて以来55年ぶりのこととなる¹。

本稿では、本法律案の提出の背景、概要及び主な国会論議等について紹介する。

2. 本法律案の提出の背景

(1) 高等教育機関における職業教育の状況

¹ 旧制の学校制度における大学、高等学校、専門学校、高等師範学校などの諸機関は、昭和22年の学校教育法制定により、4年制の新制大学に一本化されることとなった。しかし、25年には2年制又は3年制の短期大学が暫定措置として発足し、37年には5年制の高等専門学校が創設され、39年には短期大学制度が恒久化された。我が国の高等教育機関の歴史的経緯については、天野郁夫『新制大学の誕生(上)(下)』(名古屋大学出版会、平成28年)、日本産業教育学会編『産業教育・職業教育学ハンドブック』(大学教育出版、平成25年)などに詳しい。

我が国の18歳人口は平成4年度の205万人をピークに減少を始め、29年度には120万人となった。一方、18歳人口に対する進学者数（過年度卒含む）の割合は、29年度において、大学が52.6%、短期大学が4.7%、高等専門学校が0.9%、専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）が22.4%となっており、これらの高等教育機関への進学率を合計すると8割に上っている²。多くの若者にとって、高等教育が社会に出る直前の教育段階となる中、各高等教育機関はそれぞれの特性を生かしつつ、社会の様々な領域で活躍する職業人を養成してきた。

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的としており（学校教育法（以下「法」という。）第83条第1項）、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう、適切な体制を整えるものとされている（大学設置基準第42条の2）。大学では、従前より、幅広い教養教育と、学術研究の成果に基づく専門教育の中で職業人養成が行われてきた。

短期大学は、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを目的としている（法第108条第1項）。短期大学では、教育、家政、保健などの実際の職業と深くつながった分野を専攻する学生が多く³、特に、幼稚園教諭や保育士、栄養士、看護師などの人材養成の面において、重要な役割を果たしてきた。

高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的としている（法第115条第1項）。高等専門学校では、中学校卒業後の5年一貫の教育により、工業の分野を中心に実践的・創造的な技術者の養成が行われてきた。

専門学校は、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的としている（法第124条）。専門学校は、法第1条に定められる学校（以下「1条校」という。）ではないことから、制度的自由度が高い⁴。専門学校の1条校化を目指す動きがある一方⁵、これまで専門学校では、1条校でないことによる制度的自由度の高さを生かし、社会・産業ニーズに即応して多様な教育を柔軟に展開し、実社会ですぐに役立つ技能・資格等を身に付けた人材を養成してきた。

² 文部科学省「平成29年度学校基本調査（速報値）の公表について」（平29.8.3）

³ 平成29年度における短期大学の関係学科別の学生数の割合は、教育の37.4%が最も多く、次いで、家政の18.4%、人文の9.8%、保健の9.4%の順となっている。

⁴ 法第1条では、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校を学校と定めている。一方、法第124条において、1条校でないもののうち、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行い、一定の条件を満たすものを専修学校と定めるとともに、法第125条第3項において、そのうち高等学校卒業者に対して教育を行う課程を専修学校専門課程（専門学校）と定めている。専門学校は、1条校よりも、教員数や校地・校舎面積等についての基準が緩やかである。

⁵ 専修学校及び各種学校によって構成される都道府県協会等で組織されている「全国専修学校各種学校総連合会」は、平成18年の運動方針として、専修学校及び各種学校を中核とする職業教育体系を構築し、現行制度における他の学校種との格差を解消するために、専修学校を中心として法第1条に規定される学校とすることを求める「1条校化の運動」の推進を表明した。

(2) 本法律案の提出までの動き

ア 教育再生実行会議の提言

教育再生実行会議は、平成 26 年 7 月 3 日、「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」を公表した。第五次提言では、社会的需要に応じた質の高い職業人の養成が望まれる高等教育段階の課題として、「大学や短期大学は、学術研究を基にした教育を基本とし、企業等と連携した実践的な職業教育を行うことに特化した仕組みにはなっていない」、「高等専門学校は、中学校卒業後からの 5 年一貫教育を行うことを特色とするものであり、高等学校卒業段階の若者や社会人に対する職業教育には十分に対応していない」、「専門学校は、教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていない」ことが指摘された。その上で、「社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者⁶の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する」とされた⁷。

さらに、27 年 3 月 4 日に発表した『『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第六次提言）」においても、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の実現に向けた取組を推進すべきことが示された⁸。

イ 文部科学省における検討

文部科学省は、第五次提言を受けて、26 年 10 月 7 日に「実践的な職業教育を行う新たな高等教育の制度化に関する有識者会議」を設置して検討を開始し、同会議は、27 年 3 月 27 日に審議のまとめを公表した。審議のまとめでは、新たな高等教育機関の基本的な方向性として、「質の高い専門職業人を養成する機関としていくためには、新たな高等教育機関が既存の大学等と比肩する高等教育機関と位置付けられることが必要である」とされた⁹。

ウ 閣議決定

27 年 6 月 30 日に閣議決定された『『日本再興戦略』改訂 2015』においては、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について、31 年度の開学に向け、具体的な制度設計について中央教育審議会でも 28 年年央までに結論をまとめ、28 年中に所要の制度上の措置を講ずることを目指すことが示された¹⁰。また、同日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」及び同年 12 月 24 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）」においても、実践的な職業教育を行う高等教育機

⁶ 専門高校とは、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉などの職業学科において職業教育を行う高等学校である。

⁷ 教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」（平 26.7.3）4～5 頁

⁸ 教育再生実行会議『『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第六次提言）」（平 27.3.4）11～12 頁

⁹ 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について（審議のまとめ）」（平 27.3.27）4 頁

¹⁰ 『『日本再興戦略』改訂 2015』（平 27.6.30）66～67 頁。なお、翌年の平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された『『日本再興戦略 2016』』においても、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関について、31 年度の開学に向け、28 年中を目途に所要の法的措置を講ずることを目指すとされたが、28 年に当該法律案は提出されなかった。

関の制度化を進めることが盛り込まれた¹¹。

エ 中央教育審議会の答申

中央教育審議会は、28年5月30日、「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）」（中教審第193号）（以下「答申」という。）を取りまとめた。

答申は、「新たな機関は、技能と学問の双方を結び付けた教育を行う高等教育機関として、職業教育の高度化と魅力向上、産業・就業構造の転換や職業の盛衰等への対応、我が国の産業競争力の強化と地方創生への貢献などを視野に入れつつ、求められる人材の養成を推進していくことが期待され」ており、「変化の激しい時代を主体的に生きる実践的な職業人の養成を強化するものとならなければならない」とした¹²。その上で、新たな機関は、「教養や理論にも裏付けられた実践力を育成するものであること等を踏まえれば、大学体系の一部を成す機関として、その制度の設計を図り、従来の大学と同等の評価を得られるようにすることが適切である」とした¹³。さらに、答申は、新たな機関の制度化のポイントを示しており、主なものは図表のとおりである。

図表 新たな高等教育機関の制度化のポイント

修業年限	◎2・3年制及び4年制の複数の修業年限を制度化。 ◎4年制課程については、前期・後期の区分制課程も導入。
教育内容・方法	◎分野の特性に応じ、卒業単位のおおむね3～4割程度以上は、実習等（又は演習及び実習等）の科目を修得。 ◎分野の特性に応じ、適切な指導体制が確保された企業内実習等を、2年間で300時間以上、4年間で600時間以上履修。
教員	◎実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。 ※必要専任教員数のおおむね4割以上は、実務家教員とする。さらに、専任実務家教員については、その必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。
入学者の受入れ	◎専門高校卒業生、社会人学生、編入学生など多様な学生を積極的に受け入れることを、努力義務化。
質保証	◎質の高い実践的な職業教育を行う機関としての相応しい設置基準等を制定。 ※大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、機関の特性に留意し、校地面積や運動場等については、弾力的な対応が可能な基準を設定する。 ◎各授業科目について同時に授業を受ける学生数を、原則40人以下とすることを義務付け。
財政措置	◎必要な財源の確保を図り、実践的な職業教育を行い、専門職業人養成を担う機関として相応しい支援を行っていく。

（出所）答申資料より筆者作成

以上の経緯を踏まえ、政府は、29年3月10日、専門職大学等を創設する本法律案を、第193回国会（常会）に提出した。

¹¹ 平成28年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」及び同年12月22日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」にも実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化が盛り込まれた。

¹² 中央教育審議会「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）」（平28.5.30）13頁

¹³ 中央教育審議会「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）」（平28.5.30）15頁

3. 本法律案の概要

本法律案は、専門職大学等の目的、修業年限、認証評価の方法といった専門職大学等の制度の大枠を規定するものであり¹⁴、教育内容や教員などの詳細な制度設計は、省令である専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準（以下「設置基準」という。）によって定められることとなっている¹⁵。設置基準は、本法律案の成立後に、答申や国会審議を踏まえ、中央教育審議会での審議など必要な手続を経て平成 29 年夏までに決定される予定であるが、本稿執筆時（平成 29 年 8 月 24 日時点）では、設置基準案についてのパブリックコメントが終了した直後の段階であり¹⁶、まだ決定には至っていない。以下、本法律案の概要及びパブリックコメントにおいて公表された設置基準案の概要について記す。

（1）専門職大学及び専門職短期大学の目的

本法律案では、大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものを専門職大学とすると規定された（改正後の学校教育法（以下「新法」という。）第 83 条の 2 第 1 項）。また、短期大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものを専門職短期大学とすると規定された（新法第 108 条第 4 項）。

専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開又は育成するという専門職大学等の目的に鑑み、設置基準案では、卒業に必要な単位の約 3 分の 1 以上を実習等が占めることとし、そのうち企業等での実習を一定以上含むこと¹⁷、教員のおおむね 4 割以上は実務家教員とし、必要専任実務家教員の半数以上は研究能力を併せ有すること¹⁸、同時に授業を受ける学生数は原則として 40 人以下とすること¹⁹等が示されている。

（2）専門職大学等と産業界等との連携

本法律案では、専門職大学等は、その専門性が求められる職業に関連する事業を行う者

¹⁴ なお、専門職大学等は大学制度の中に位置付けられるため、本法律案において特段の定めのない事項は、学校教育法の大学に対する規定が適用される。

¹⁵ 設置基準のほかにも、学位規則や学校教育法施行規則など各種の政省令の整備が予定されている。それらの政省令についても、設置基準と同様、本法律案の成立後に、中央教育審議会での審議など必要な手続を経た後、定められることとなっている。

¹⁶ パブリックコメントは平成 29 年 7 月 20 日から 8 月 18 日までの期間に実施された。「専門職大学設置基準案について」は、電子政府の総合窓口「専門職大学設置基準案に関するパブリックコメント（意見公募手続）について」〈<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000912&Mode=1>〉（平 29. 8. 24 最終アクセス）において、「専門職短期大学設置基準案について」は、電子政府の総合窓口「専門職短期大学設置基準案に関するパブリックコメント（意見公募手続）について」〈<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000913&Mode=1>〉（平 29. 8. 24 最終アクセス）において参照できる。

¹⁷ 「専門職大学設置基準案について」 7～8 頁、「専門職短期大学設置基準案について」 7～8 頁。4 年制の専門職大学を例にとると、卒業に必要な単位は 124 単位以上であるところ、実習等による授業科目は 40 単位以上、そのうち企業等での「臨地実務実習」は 20 単位以上が必要となる。

¹⁸ 「専門職大学設置基準案について」 9～10 頁、「専門職短期大学設置基準案について」 9 頁。大学等での教員歴、修士以上の学位又は専門職学位、企業等での研究上の業績のいずれかを求める。

¹⁹ 「専門職大学設置基準案について」 5 頁、「専門職短期大学設置基準案について」 4 頁

等の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものと規定された（新法第 83 条の 2 第 2 項）。

設置基準案では、産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設し、不断に見直すこと、産業界等との連携による教育課程の編成・実施のため、「教育課程連携協議会」を設置すること等が示されている²⁰。

なお、専門職大学等は、医学、歯学、6 年制の薬学又は獣医学の分野を除き²¹、職業分野の限定はされていないが、産業界との密接な連携が必須の要件とされたことから、実践的かつ創造的な人材へのニーズの拡大が見込まれる、いわゆる成長分野が中心になると想定されている²²。専門職大学等が養成すべき人材の例としては、①観光分野：適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材、②農業分野：質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材、③情報分野：プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材が挙げられている²³。

（３）専門職大学の課程の区分

本法律案では、専門職大学の課程は、「2 年の前期課程及び 2 年の後期課程」又は「3 年の前期課程及び 1 年の後期課程」に区分できると規定された（新法第 87 条の 2 第 1 項）。区分制により、前期課程から後期課程への引き続きの進学だけでなく、前期を修了して一旦社会に出た後に、後期に再入学することも可能となる。

（４）修業年限の通算

本法律案では、専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて、当該職業を担うための実践的な能力を修得した者は、修得した実践的な能力の水準等を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算できると規定された（新法第 88 条の 2）²⁴。

設置基準案では、卒業に必要な単位の約 4 分の 1 までを、入学前における社会人としての実務経験による実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして単位認定できる仕組みが示されている²⁵。

（５）学位

²⁰ 「専門職大学設置基準案について」 3 頁、「専門職短期大学設置基準案について」 2～3 頁

²¹ 本法律案において、専門職大学には、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主な目的とするもの又は獣医学を履修する課程を置くことができないと規定された（新法第 83 条の 2 第 3 項）。

²² 第 193 回国会衆議院文部科学委員会議録第 12 号 15 頁（平 29. 4. 21）

²³ 文部科学省「学校教育法の一部を改正する法律案の概要」〈http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/10/1383174_01_1.pdf〉（平 29. 8. 24 最終アクセス）

²⁴ ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲内で文部科学大臣の定める期間を超えてはならないとされた。

²⁵ 「専門職大学設置基準案について」 6～7 頁、「専門職短期大学設置基準案について」 6 頁。4 年制の専門職大学を例にとると、卒業に必要な単位は 124 単位以上であるところ、30 単位まで既修得単位として認定できるとされている。

本法律案では、専門職大学は、専門職大学を卒業した者及び専門職大学の前期課程を修了した者に学位を授与することが規定された（新法第 104 条第 2 項）。また、専門職短期大学は、専門職短期大学を卒業した者に対し、学位を授与することが規定された（新法第 104 条第 6 項）。

授与する学位の表記は、省令である学位規則によって定められることとなるが、専門職大学を卒業した者に対しては「学士（専門職）」、専門職大学の前期課程を修了した者及び専門職短期大学を卒業した者に対しては「短期大学士（専門職）」が予定されている²⁶。

（6）認証評価

専門職大学等は、大学体系に位置付けられる機関であるため、評価については既存の大学と同様、自己点検及び評価の実施や、認証評価機関による機関別認証評価²⁷の受審が義務付けられることになる。

本法律案では、専門職大学等は、上記に加えて、専門分野別認証評価を受けることが規定された（新法第 109 条第 3 項）。専門分野別認証評価は、既に専門職大学院²⁸において取り入れられており、専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、5 年以内ごとに認証評価機関による評価を受けるものとなっている。

（7）施設設備

専門職大学等の施設設備については、本法律案における規定はなく、設置基準で定められる。設置基準案では、校地面積は、大学・短大設置基準と同様の学生一人当たり 10 平方メートルとして算定した面積としつつ、一定の要件の下で弾力的な取扱いを可能とすること²⁹、運動場等は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けることを求めるが、やむを得ない特別の事情があるときは大学外の運動施設の利用による代替措置を可能とすること³⁰、校舎面積は、大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設するが、一定の要件の下に必要校舎面積を減ずることを可能とすること³¹が示されている。

²⁶ 「学位規則の一部を改正する省令案について」は、電子政府の総合窓口「学位規則案に関するパブリックコメント（意見公募手続）について」〈<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000914&Mode=1>〉（平 29. 8. 24 最終アクセス）において参照できる。

²⁷ 大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、7 年以内ごとに認証評価機関から受ける評価。

²⁸ 専門職大学院は、大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものである（法第 99 条第 2 項）。法科大学院、教職大学院等がこれに当たる。

²⁹ 「専門職大学設置基準案について」12 頁、「専門職短期大学設置基準案について」12 頁。なお、その場所に立地することが特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の面積確保が困難と認められる場合には、教育に支障のない限度において、当該面積を減ずることができる。

³⁰ 「専門職大学設置基準案について」11～12 頁、「専門職短期大学設置基準案について」11 頁

³¹ 「専門職大学設置基準案について」12～13 頁及び 21～22 頁、「専門職短期大学設置基準案について」12～13 頁及び 21～22 頁。なお、卒業に必要な企業等における実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用に確保する場合等に、教育に支障のない限度において、必要校舎面積を減ずることができる。

4. 主な国会論議

本法律案の審議に当たっては、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ政府に対する質疑のほか、参考人³²に対する質疑が行われるとともに、両委員会において附帯決議が付された。主な論議は以下のとおりである。

(1) 専門職大学等の創設

ア 専門職大学等を創設する必要性

専門職大学等を創設する必要性について、松野文部科学大臣は、「より高度な実践力と新たな物やサービスをつくり出せる創造力を有する人材の育成が喫緊の課題となっている。専門職大学等は、大学制度の中に実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして制度化するものであり、産業界との密接な連携により専門職業人材の養成強化を図るとともに、大学への進学を希望する者にとっても選択肢が広がるものであると考えている」旨答弁した³³。

イ 専門職大学等と既存の高等教育機関との違い

既存の高等教育機関において、職業教育が行われているにもかかわらず、専門職大学等を創設する意義について、松野文部科学大臣は、「大学、短大は、比較的、学問的色彩の強い教育が行われる傾向がある一方、専門学校は、特定の職業、実務での即戦力として直接必要な実践的知識、技能の育成を主に行っている。産業構造の急速な転換が進む中、大学、短大の強みと専門学校の強みの双方を併せ持った新しい職業教育の枠組みが求められている」旨答弁した³⁴。

また、専門職大学等で行うとされている長期の企業内実習や産業界等と連携した教育課程の編成などは、既存の大学等では行えないのかという質疑に対し、政府参考人は、「大学においても各大学の判断で実践的な職業人材の養成は可能であると考え、社会の要請により的確に対応していくためには、実践的な職業教育に重点化した高等教育機関を制度化することが効果的であると考え」旨答弁した。一方、委員からは、現行制度でも実践的な職業人材の養成は可能であり、それを既に行っている大学や専門学校に対する支援が重要であるとして、あえて専門職大学等を制度化することに対する疑問が呈された³⁵。

ウ 専門職大学等が職業教育に対する社会の認識に与える影響

答申において、我が国では、ともすれば、普通教育より職業教育が一段低く見られる社会的風潮があると指摘された³⁶。専門職大学等の創設がそのような風潮を打破できる

³² 衆議院文部科学委員会（平 29. 4. 21）においては、永田恭介君（筑波大学長）、小出秀文君（日本私立大学団体連合会事務局長）、本田由紀君（東京大学大学院教育学研究科教授）、また、参議院文教科学委員会（平 29. 5. 18）においては、小林光俊君（全国専修学校各種学校総連合会会長）、平川則男君（日本労働組合総連合会総合政策局長）、児美川孝一郎君（法政大学キャリアデザイン学部教授）が、参考人として招致された。

³³ 第 193 回国会参議院文教科学委員会会議録第 10 号 1 頁（平 29. 5. 23）

³⁴ 第 193 回国会衆議院文部科学委員会会議録第 13 号 2 頁（平 29. 4. 28）

³⁵ 第 193 回国会衆議院文部科学委員会会議録第 13 号 11 頁（平 29. 4. 28）

³⁶ 中央教育審議会「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）」（平 28. 5. 30） 9 頁

かという質疑に対し、松野文部科学大臣は、「専門職大学等は、大学制度の中に位置付けられ、修了者には学位も授与されるものであり、高校生等にとって新たな選択肢となるとともに、このような風潮を変えていくきっかけになり得るものと考えている。文部科学省としては、専門職大学等が実績を積み、社会からの評価を得ることで、職業教育に対する社会の認識が高まることを期待している」旨答弁した³⁷。

エ 設置が想定される専門職大学等の数

専門職大学等の設置について、松野文部科学大臣は、「当面は、既に専門職大学等に求められる水準に比較的近い条件を備え、教育課程の開発等においても実績を有する専門学校や既存の大学、短期大学等からの転換が主になると考える」旨答弁した。その上で、政府参考人は、設置が想定される専門職大学等の数について、「少なくとも制度発足当初においては限定的な数になると考える」旨答弁した³⁸。

一方、小林光俊参考人（全国専修学校各種学校総連合会会長）は、「設置基準を一部弾力化することによって、専門学校から専門職大学等にくら替えする学校の数をある程度確保していかないといけない。制度ができてから3年ぐらいで100校程度できれば理想であり、少なくとも50校以上、各県に1校程度は配置できるように御協力いただきたいと思っている」旨述べた³⁹。

(2) 専門職大学等と産業界等との連携の在り方

ア 適切な企業内実習の実施

答申において、専門職大学等では、長期の企業内実習の履修を求めるとの方針が示されたことから、企業内実習の内容等について指針を示す必要があるのではないかという質疑に対し、政府参考人は、「答申において、企業等との共同教育計画の策定、企業等における指導員の配置等、適切な指導体制を確保するとされている。企業内実習が適切に実施されるよう、その実施方法等に関して考え方を整理するなど、必要な取組について検討してまいりたい」旨答弁した⁴⁰。

また、企業内実習に当たり、労働基準法の適用や報酬等について明確な基準を定めるべきではないかという質疑に対し、政府参考人は、「労働関係法令の適用の有無については、その実施方法や管理、手当など、個々の実態に即して、実習先企業と学生との間に使用従属関係が認められるか否かによって判断されるために、一律の基準を定めることは難しい面もあるが、厚生労働省とも連携しながら、その適切な実施方法に関する考え方を整理するなど、必要な取組について検討したい」旨答弁した⁴¹。

イ 実務家教員の確保

答申において、必要専任教員のおおむね4割以上は実務家教員とし、その半数以上は研究能力を併せ有する実務家教員で構成するという方針が示されているが、現実的にそ

³⁷ 第193回国会衆議院文部科学委員会議録第13号13～14頁（平29.4.28）

³⁸ 第193回国会参議院文教科学委員会議録第10号13頁（平29.5.23）

³⁹ 第193回国会参議院文教科学委員会議録第9号13頁（平29.5.18）

⁴⁰ 第193回国会衆議院文部科学委員会議録第13号7頁（平29.4.28）

⁴¹ 第193回国会衆議院文部科学委員会議録第13号8頁（平29.4.28）

のような人材の確保が可能かという質疑に対し、政府参考人は、「既に実務家教員の仕組みが設けられている専門職大学院においては、専門分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者を実務家教員と規定しており、専門職大学等も同様の規定を置くことが考えられる。専門職大学院では、約5割が実務家教員となっている状況等を鑑みると確保は可能と考えている」旨答弁した⁴²。

ウ 専門職大学等の自主性・自律性の尊重

教育課程の編成・実施及び教員の資質向上において、産業界との連携が必須とされている点について、児美川孝一郎参考人（法政大学キャリアデザイン学部教授）は、「教育基本法第7条第2項は、大学においては何よりも自主性、自律性が尊重されなければならないということを規定している。専門職大学等の構想において、この自主性、自律性というものがもしかすると損ねられてしまうのではないかと危惧される。とりわけ、大学の教育課程の編成・実施に産業界との連携が想定されることは、教育基本法の大学の自主性、自律性の原則に照らし、果たしてどうだろうかと感じざるを得ないというところもある」旨述べた⁴³。

（3）社会人の学び直しの支援

専門職大学等には、社会人の学び直しに資するため、専門職大学の課程を前期と後期に区分することや、実務経験を修業年限へ通算する仕組みが設けられた。社会人の再教育システムを構築し、学び直しを支援していくためには、会社の理解や雇用環境の整備も必要ではないかという質疑に対し、松野文部科学大臣は、「大学が学び直しの場合として十分に活用されていない背景として、ニーズに的確に対応したプログラムの開発や企業等における働き方がある。働き方改革実現会議⁴⁴が平成29年に策定した働き方改革実行計画には、柔軟な働き方がしやすい環境整備が盛り込まれている。今後とも、各省庁と連携し、大学等が社会人の学び直しの場合として一層活躍されるよう取り組みたい」旨答弁した⁴⁵。

この点について、本田由紀参考人（東京大学大学院教育学研究科教授）は、「学び直しのために、教育機関側の制度の拡充整備ももっと必要だが、就労環境の問題というのは非常に大きい。社会人大学生、大学院生が一番苦しんでいるのは、学んだ成果が職場においてほぼ一切評価されないことである。日本企業においては、大学であれ、ほかの教育機関であれ、これまで学んできたものを尊重して、それに合致した仕事につけたり、賃金面で優遇したりするような風土が全般に欠けている。フリーハンドでやりたいように従業員を扱うというようなやり方を続けている限り、どんな教育機関をつくらうと、今のままだとなかったことにされてしまう」旨述べた⁴⁶。

⁴² 第193回国会衆議院文部科学委員会議録第13号7頁（平29.4.28）

⁴³ 第193回国会参議院文教科学委員会議録第9号4頁（平29.5.18）

⁴⁴ 働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に資するため、総理を議長、働き方改革担当大臣及び厚生労働大臣を議長代理、文部科学大臣や経済産業大臣等を構成員として開催された会議。

⁴⁵ 第193回国会参議院文教科学委員会議録第10号10頁（平29.5.23）

⁴⁶ 第193回国会衆議院文部科学委員会議録第12号14頁（平29.4.21）

(4) 専門職大学等の設置基準

ア 設置基準の内容

本法律案の成立後に定められることとなっている設置基準の内容について、政府参考人は、「専門職大学等の設置基準は、国際通用性を求められる大学の枠組みの中に位置付けられる機関としてふさわしい教育研究水準を担保するものとする必要がある。同時に、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置く、社会人の受入れも主要な機能とするなどの特性を踏まえることも求められる。具体的内容については、答申でもかなりの程度提言があるので、それも踏まえ、法案が認められた段階で更に中央教育審議会に諮りながら詰めてまいりたい」旨答弁した⁴⁷。

この点について、平川則男参考人（日本労働組合総連合会総合政策局長）は、専門職大学等について、「既存の高等教育機関との違いが分かりにくいという現状がある。今後、具体的な制度設計は政省令で定められるということになっているが、既存の高等教育機関との教育課程の違いを明確にし、学生や保護者にとって分かりやすいものにする必要がある」旨述べた⁴⁸。

イ 社会人の受入れのための設置基準の弾力的運用

社会人の受入れを主要な機能とするという専門職大学等の特性に応じ、校地面積や運動場などハード面での設置基準について、どのような弾力的な運用が可能となるかという質疑に対し、政府参考人は、「答申において、校地面積、運動場については、専門職大学等の教育活動の特性を踏まえるとともに、社会人学生の通学、利用の利便性についても考慮し、適切な立地、施設確保等が図られるよう、弾力的な対応が可能な基準の設定を行うとされている」旨答弁した⁴⁹。

一方、委員からは、20歳前後の若者たちも専門職大学等に通うものであり、教育内容というソフト面だけではなくて、校地や校舎というハード面においても十分な教育条件を整えることで学生たちの成長を支えるべきであるとの見解も示された⁵⁰。

(5) 各高等教育機関に対する財政措置の在り方

ア 専門職大学等に対する私学助成

専門職大学等の制度化により、私学助成の対象となる学校数の増加が想定されることから、その分の予算を新たに確保すべきではないかという質疑に対し、松野文部科学大臣は、「専門職大学等は、学校法人が設置する場合には、いわゆる私学助成の対象となる。専門職大学等に対する財政措置については、必要な財源の確保を含め、新たな機関にふさわしい支援に努めたい。また、我が国の7割を超える学生を支える私立大学等の果たす重要な役割に鑑み、引き続き、私学助成の確保に努める」旨答弁した⁵¹。

私学助成は、私立大学等の安定的、継続的な教育や学生の授業料負担の軽減に重要な

⁴⁷ 第193回国会参議院文教科学委員会会議録第10号2頁（平29.5.23）

⁴⁸ 第193回国会参議院文教科学委員会会議録第9号2頁（平29.5.18）

⁴⁹ 第193回国会参議院文教科学委員会会議録第10号12頁（平29.5.23）

⁵⁰ 第193回国会衆議院文部科学委員会会議録第13号10頁（平29.4.28）

⁵¹ 第193回国会衆議院文部科学委員会会議録第13号8頁（平29.4.28）

役割を果たしていることから、衆参の委員会に出席した6名の参考人全員が、私学助成の拡充又は専門職大学等に対する別途の財政措置が必要であるとの見解を述べた⁵²。

イ 専門職大学等に対する民間資金の導入

専門職大学等は、産業界にメリットが大きい制度であり、産業界からの応分の負担を制度化すべきではないかとの質疑に対し、松野文部科学大臣は、「専門職大学等は、制度として企業に負担を課すものではないが、産業界と緊密に連携した実践的な教育を行う機関であることから、答申においても、民間資金の活用が重要であり、産業界等から求められる人材の養成とそのため多角的な資金導入との好循環が確立された機関となるよう、必要な制度設計を進めていくとされている。産業界等からの民間資金の導入も進むよう、制度設計を進めていきたい」旨答弁した⁵³。

ウ 専修学校への財政支援の充実

専門学校を始めとする専修学校は1条校ではないため、私学助成の対象となっておらず、公的助成が極めて少ない。専修学校に対する財政支援の必要性について、松野文部科学大臣は、「専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育機関であり、専門職大学等の制度化後においてもその役割は引き続き重要であると考えている。専修学校教育の振興については、人材養成、質保証・向上、学習環境の三つの観点から支援を進めることとしており、平成29年度予算としては前年度約7千万円増の35.9億円を計上している。今後とも、我が国の職業教育を担う専修学校の重要性を踏まえ、必要な経費の確保に努める」旨答弁した⁵⁴。

一方、委員からは、新たに専門職大学等の制度をつくるのではなく、専門学校が果たしている役割を更に充実させ安定的な経営を行えるように財政支援を行っていくことこそ必要ではないかという見解が示された⁵⁵。

(6) 附帯決議

本法律案に付された参議院文教科学委員会の附帯決議では、政府及び関係者に対し、上記の論点に関するもののほか、①専門職大学等を含めた高等教育機関全体として更に充実した職業教育が行われるよう、必要な支援を行うこと、②専門職大学等が、企業や地方公共団体等と連携しやすい環境の整備や、これらの団体による支援が行われる体制の構築に努めること、③専門職大学等が、社会人や専門高校卒業生等を含め、多様な進学者を幅広く受け入れる教育機関となるよう、体制の構築に努めること、④児童・生徒・学生及びその保護者並びに学校関係者に対し、専門職大学等を含めた各高等教育機関の特色などについての十分な情報提供を行い、適切な進路選択が可能となるよう配慮すること、等を求めている⁵⁶。

⁵² 第193回国会衆議院文部科学委員会議録第12号3頁、13頁（平29.4.21）、第193回国会参議院文教科学委員会議録第9号2頁、3頁、6頁（平29.5.18）

⁵³ 第193回国会参議院文教科学委員会議録第10号13頁（平29.5.23）

⁵⁴ 第193回国会参議院文教科学委員会議録第10号19頁（平29.5.23）

⁵⁵ 第193回国会参議院文教科学委員会議録第10号14頁（平29.5.23）

⁵⁶ 参議院ウェブサイト<http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/193/f068_05231.pdf>（平

5. おわりに

産業構造の転換のスピードが速くなるとともに、職業人に求められる能力がより高度化・複雑化していく中、8割の若者が進学する高等教育機関における職業教育の重要性は増している。

本法律案の成立により、高度な実践力と新たな物やサービスをつくり出せる創造力を有する人材の育成に重点を置く高等教育機関である、専門職大学等の設立が可能となった。国会審議においては、専門職大学等について、新しい時代に合った人材の養成機関として期待が寄せられる一方、既存の高等教育機関でも専門職業人材の養成は可能ではないかという疑問、専門職大学等の教育において産業界の関与が過度に強まるのではないかという懸念等も示された。専門職大学等においては、既存の高等教育機関との違いを明確にするとともに、大学体系の中に位置付けられる機関として、現時点での産業界からのニーズに即応した職業能力の養成のみではなく、その自主性、自立性に基づいて研究や教授を行い、社会の変化に対応できる普遍的な能力の育成にも力を注ぐことが望まれる。専門職大学等において、職業を担うための実践的かつ応用的な能力を身に付けた卒業生が、労働市場でその能力にふさわしい処遇を受け、専門性を発揮して活躍することが期待される。

なお、専門職大学等の創設後も、引き続き、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校といった既存の高等教育機関における職業教育の重要性に変わりはない。専門職大学等の創設を契機に、今後、それぞれの役割分担を明確にした上で、高等教育機関全体として、職業教育への取組を更に発展させていくことが求められる。

(いなげ ふみえ)